

青森県報

第三百号

令和三年
四月二十三日
(金曜日)

目次

告 示

- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……一
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……一
- 証紙売りさばき人の指定……………(会計管理課) ……二

公 告

- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(行政経営課) ……二
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……二
- 農用地利用配分計画の認可……………(構造政策課) ……三
- 特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧……………(漁港漁場整備課) ……五
- 右 同……………(同) ……五

出先機関

- 土地改良区の定款変更の認可……………(西北地域局) ……五
- 土地改良区の役員の就任及び退任……………(上北地域局) ……六

正 誤

- 平成二十九年十月十一日定例出先機関及び令和三年四月十二日定例出先機関中……………(上北地域局) ……六

告

示

青森県告示第三百二十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和三年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名 称	所在地	指 定 年 月 日
	特定非営利活動法人障害者地域生活支援センター	八戸市東白山台三丁目二一の二	短期入所	短期入所事業所	三沢市泉町一丁目一七の一〇	令和三年四月二十三日

青森県告示第三百二十八号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同法第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

令和三年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区 域	区 分
下北郡東通村大字野牛字釜ノ平九〇の三 圓子 忠代司	野牛区域	総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行ういかつり漁業
下北郡東通村大字野牛字釜ノ平一九の三 三國 廣見	野牛区域 組合の地区	

むつ市大畑町湯坂下一四の一〇 長津 眞一 むつ市大畑町大畑道一九の五 吉田 篤	大畑町区域 大畑町漁業協 同組合の地区 うち甲の地区 むつ市大畑 町八幡湯坂、 湯坂下、孫次 郎間、大畑道、 二枚橋、釣屋 浜、木野部、 佐助川、赤川、 涌館、高橋川、 小目名村、小 目名家ノ下、 奈良ノ木平、 奈良ノ木、 添木及び袋石 の区域 うち乙の地区 除く区域	総トン数十トン 以上二十トン未 満の漁船により 行ないかつり漁 業であつて、甲 の地区の者が行 う漁業
むつ市大畑町上野五〇の七 新保 嘉訓 むつ市大畑町正津川八四 松本 順一	総トン数十トン 以上二十トン未 満の漁船により 行ないかつり漁 業であつて、乙 の地区の者が行 う漁業	

青森県告示第三百二十九号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十一年四月青森県条例第十号）第六条第二項の規定により告示する。

令和三年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称
青森市原別二丁目一の八
株式会社青森原別自動車学校
- 二 売りさばき場所
青森市原別二丁目一の八
- 三 指定年月日
令和三年四月一六日

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
令和三年度青森県自治体情報セキュリティクラウド運用・保守業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県総務部行政経営課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
令和三年三月二十九日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
富士電機株式会社
- 六 契約金額
一億三千二百万円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号
- 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規

模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 桜川商業施設

青森市桜川七丁目六四九の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	大和リース株式会社 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一-の三六 代表取締役 森田俊作	変更後	大和リース株式会社 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一-の三六 代表取締役 北哲弥	変更年月日	令和 三・四・一
-----	-------------------------------------------------	-----	------------------------------------------------	-------	-------------

三 届出年月日

令和三年四月十二日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和三年四月二十三日から同年八月二十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和三年八月二十三日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を令和三年四月二十三日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告する。

令和三年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

賃借権の設定等を受ける者 氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける土地
津島 吉晴	青森市	青森市大字後潟字平野四二八の一
農事組合法人はな わ	弘前市	弘前市大字八幡字北原五五の一ほか四筆
株式会社あおもり 里山ファーム	黒石市	黒石市大字三島字宮元三三四ほか二筆
株式会社あおもり 里山ファーム	黒石市	黒石市大字赤坂字西田九五ほか一筆
株式会社あおもり 里山ファーム	黒石市	黒石市大字三島字宮元三〇四のうち
株式会社あおもり 里山ファーム	黒石市	黒石市大字黒石字弥九郎一二七
株式会社あおもり 里山ファーム	黒石市	黒石市大字三島字宮元四三二
株式会社あおもり 里山ファーム	黒石市	黒石市大字牡丹平字木田橋五三ほか三筆

株式会社 漆畑ファーム株式	小川 正行	株式会社 漆畑ファーム株式	古間木 有司	小笠原 正男	株式会社 漆畑ファーム株式	十和田アグリ株式会社	小原 昇	小原 昇	山本 みち子	石岡 拓志	長尾 義正	赤坂 秀廣	大湯 純世	大湯 純世	株式会社あおり 里山ファーム	株式会社あおり 里山ファーム
十和田市	十和田市	十和田市	十和田市	十和田市	十和田市	十和田市	十和田市	十和田市	北津軽郡中泊町	弘前市	五所川原市	三戸郡五戸町	平川市	平川市	黒石市	黒石市
十和田市大字奥瀬字下川目二七七ほか二筆	十和田市大字沢田字蒼前平二九〇	十和田市大字法量字漆畑一四七ほか七筆	十和田市東十六番町三〇四	十和田市大字奥瀬字中通三六の一ほか一筆	十和田市大字奥瀬字下川目二の二四ほか一筆	十和田市大字三本木字野崎三一五ほか一筆	十和田市大字奥瀬字堰道一四二ほか六筆	十和田市大字大沢田字池ノ平二二五ほか一筆	北津軽郡中泊町大字宮野沢字蛭沢一九九の一	北津軽郡板柳町大字石野字緑四九の一	五所川原市大字松野木字林ノ上四六ほか三筆	三戸郡五戸町大字倉石中市字高田八二ほか一筆	南津軽郡大鰐町大字苦木字熊野平七三の一	南津軽郡大鰐町大字苦木字長谷田一六〇の一ほか一筆	黒石市大字牡丹平字木田橋一七	黒石市大字東野添字漆原新田七ほか三筆

株式会社Matsuyo ShiFarm	株式会社Matsuyo ShiFarm	株式会社Matsuyo ShiFarm	株式会社Matsuyo ShiFarm	佐々木 美智子	佐々木 美智子	三村 榮子	株式会社Matsuyo ShiFarm	株式会社Matsuyo ShiFarm	株式会社Matsuyo ShiFarm	天間 博文	鶴ヶ崎 英礼	甲田 哲朗	小原 昇	小川 純也	大久保 利美	大久保 利美
上北郡おいらせ町	上北郡おいらせ町	上北郡おいらせ町	上北郡おいらせ町	上北郡おいらせ町	上北郡おいらせ町	上北郡おいらせ町	上北郡おいらせ町	上北郡おいらせ町	上北郡おいらせ町	上北郡七戸町	上北郡東北町	上北郡七戸町	十和田市	十和田市	十和田市	十和田市
上北郡おいらせ町立蛇一〇九の三ほか一筆	上北郡おいらせ町向山東三丁目二七六八の一	上北郡おいらせ町立蛇九七	上北郡おいらせ町立蛇一〇一ほか二筆	上北郡おいらせ町内山平一一七四ほか一筆	上北郡おいらせ町内山平一一七六	上北郡おいらせ町東下谷地三四三の一	上北郡おいらせ町木ノ下西二の四四七のうちほか三筆	上北郡おいらせ町木ノ下南二の一三二八ほか一筆	上北郡おいらせ町向山三丁目三の二二ほか六筆	上北郡七戸町字小田下七三ほか一筆	上北郡七戸町字千刈道ノ上九九の一ほか十筆	上北郡七戸町字姥沢二六の一ほか五筆	十和田市大字奥瀬字生内一九九の一ほか一筆	十和田市大字沢田字太田川原四〇七ほか一筆	十和田市大字洞内字長根七三の五ほか三筆	十和田市大字洞内字長根七〇の一ほか三筆

株式会社 Matsuyo ShiFann	上北郡おいらせ町	上北郡おいらせ町向山三丁目三四二八
株式会社 Matsuyo ShiFann	上北郡おいらせ町	上北郡おいらせ町向山三丁目三四二〇 ほか五筆
株式会社 ライスファクトリー	南津軽郡田舎館村	南津軽郡田舎館村大字川部字下船橋三 三の一
千澤 正知	三戸郡三戸町	三戸郡三戸町大字貝守字北沢八〇の一 ほか二筆

特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第十七条第一項の規定により、佐井地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、同条第四項の規定により、公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、県に対し意見書を提出することができる。

令和三年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

佐井地区特定漁港漁場整備事業計画の案

二 縦覧場所

青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び佐井村産業建設課

三 縦覧期間

令和三年四月二十三日から同年五月十三日まで

四 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、佐井村産業建設課にあつては、その執務時間内とする。

特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第十七条第一項の規定により、

青森県太平洋地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、同条第四項の規定により、公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、県に対し意見書を提出することができる。

令和三年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

青森県太平洋地区特定漁港漁場整備事業計画の案

二 縦覧場所

青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課、東通村つくり育てる農林水産課、六ヶ所村農林水産課、三沢市水産振興課、おいらせ町農林水産課、八戸市水産事務所及び階上町産業振興課

三 縦覧期間

令和三年四月二十三日から同年五月十三日まで

四 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、東通村つくり育てる農林水産課、六ヶ所村農林水産課、三沢市水産振興課、おいらせ町農林水産課、八戸市水産事務所及び階上町産業振興課にあつては、その執務時間内とする。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、十三湖土地改良区の定款の変更を令和三年四月十四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和三年四月二十三日

西北地域県民局長 畑 内 圭 一

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、大浦土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和三年四月二十三日

上北地域県民局長 石橋 豊

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	瀬川 桂吾	上北郡東北町大字大浦字徳万才六の一	令和 三・四・二就任
	阿部 一彦	字才市田四三	〃
	蛭名 博文	字大浦一五の一	〃
	蛭名 寿	〃 四二の四	〃
	佐々木 広行	字徳万才五〇の三	〃
	佐々木 光昭	字大長根九の一	〃
	米内山 和夫	〃 四八の〃	〃
	米内山 元	字古館二三の一	〃
監事	瀬川 亨	字徳万才二	〃
	米内山 隆博	字古館一九の一	〃
	町屋 司	字中岫平二五	〃
理事	瀬川 桂吾	字徳万才六の一	三・四・二退任
	蛭名 博文	字大浦一五の一	〃
	阿部 一彦	字才市田四三	〃
	蛭名 昭男	字中岫平二二の〃	〃
	蛭名 寿	字大浦四二の四	〃
	佐々木 千代	字中岫平五三の〃	〃
	佐々木 広行	字徳万才五〇の〃	〃

〃	〃	監事	〃
瀬川 亨	米内山 隆博	佐々木 博英	米内山 元
〃	〃	〃	三
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	字徳万才二	字古館一九の一	字古館二三の一
〃	〃	〃	〃

正 誤

上北地域県民局

発行年月日 発行番号	区分	ページ	段	行	誤	正
平成五・〇・二 第四三六二号	出先機関	六	上	表中	瀬川 亮	瀬川 亨
令和三・四・三 第二九五号	出先機関	七	上	表中	檜館 明	檜館 明

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行

定価 小口一枚二付十五円